日光市被災住宅再建資金利子補給金制度

1. 被災住宅に替わる住宅を建設又は購入する場合
2. のうち、「被災住宅を解体したことを証明する書類」を除く書類

「補助金等交付申請書」に、次の書類を添えて提出する必要があります。

・被災住宅の所有者であることを証明する書類　・り災証明書（写し可）

・被災住宅を解体したことを証明する書類

・建築工事請負契約書の写し、又は建物売買契約書の写し

・金融機関等との金銭消費貸借契約書の写し　・償還（返済）予定表の写し

・その他市長が必要と認める書類

補助金申請に必要な書類の流れ

**◆制度概要◆**

令和元年１０月１２日・１３日の台風１９号により、住宅被害を受けた市民に、住宅再建のために必要な資金の融資を金融機関等から受ける場合に、当該住宅融資の利子補給の一部を補助します。

＊被災者生活再建支援金の給付を受けた方は対象となりません。

＊申請については、同一人・同一住宅に対し一回に限ります。

◆**対象**◆

【対象者】　災害により、半壊もしくは一部損壊又は床上浸水の被害を受けた市民であって、次のいずれにも該当する方。

1. 被災者であって、被災者が自ら市内に居住するための被災した住宅に替わる住宅を建設もしくは購入し、又は被災した住宅の補修をする方。
2. 災害を受けた日の翌日から１年以内に住宅融資を受ける方。
3. 被災者生活再建支援法又は日光市被災者生活再建支援金支援要綱に基づく支援金の交付を受けていない方。
4. 日光市被災住宅修繕工事費等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない方。
5. １００万円以上の住宅融資を受けた被災者（被災者に代わり住宅融資を受けた被災者の２親等以内の親族又は法定代理人を含む）。

＊事業用の住宅（法人所有、アパート・貸家等）は対象となりません。

　　　　　＊個人用であっても空き家、別荘等は対象となりません。

**◆内容**◆

利子補給金の額は、１月１日から１２月３１日までに交付対象者が金融機関等に償還した利子の総額（延滞額を除く。）に、市の規定による利子補給率を住宅融資率で除して得た数を乗じて得た額に相当する額を限度額とします。利子補給率は、１．０パーセント。ただし、住宅融資の契約時における契約金利が利子補給率を下回る場合は、その金利とします。

②　被災住宅を修繕する場合

**日光市被災住宅修繕工事費補助金に関するお問い合わせは**

**日光市建築住宅課　建築指導係　TEL　０２８８－２１－５１９７**

[**http://www.city.nikko.lｇ.jp**](http://www.city.nikko.lｇ.jp) **ホームページより申請書のダウンロードができます。**